



矯正施設における就労支援の概要

◇雇用ニーズに応じた職業訓練の拡大

○「建設人材不足対策」に資する職業訓練の拡大

建設く土工事科



5庁→6庁
100人→120人

【有効求人倍率 6.52】

建設機械科



9庁→11庁
186人→226人

【有効求人倍率 2.64】

内装施工科



8庁→9庁
160人→180人

【有効求人倍率 2.64】

電気通信設備科



6庁→8庁
120人→160人

【有効求人倍率 1.83】

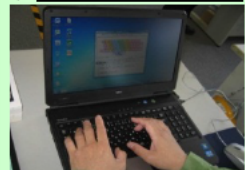
フォークリフト運転科



21庁→23庁
840人→920人

【有効求人倍率 1.51】

○ ビジネススキル科の拡大



8庁→24庁
480人→1,440人

○ 医療事務科の拡大



2庁→3庁
40人→60人

○ 農業科の再構築



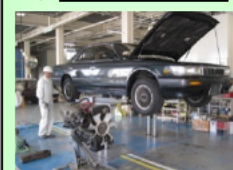
14庁→15庁
420人→440人

○ 介護福祉科の拡大



10庁→13庁
220人→370人

○ 自動車整備科の拡大



3庁→5庁
75人→125人

職業訓練 37 課程 → 39 課程 5,209人 → 6,609人

◆ 刑事施設における就労支援の拡充 ◆

- 就労支援スタッフによる支援の充実
 - ・ 75庁のうち35庁の就労支援スタッフの勤務日数を拡大
- 矯正施設在所中における企業等との連携の強化
 - ・ 企業等が参加する連絡協議会に施設職員が参加
 - ・ 企業担当者の面接活動の充実
- 就労支援対象者の意識・意欲の向上
 - ・ 社会人としてのマナーや対人関係等、自己の能力・態度等を認識させる社会適応スキル指導用教材を整備し、意識向上を図る。

保護関係機関等と情報共有・連携
出所後の速やかな就労

◆ 少年施設における就労支援の拡充 ◆

- 就労支援スタッフによる支援の充実
 - ・ 就労支援スタッフ配置施設の拡大 35庁⇒46庁
- 矯正施設在所中における企業等との連携の強化
 - ・ 企業等が参加する連絡協議会に施設職員が参加
- 少年鑑別所における保護観察少年の雇用
 - ・ 少年鑑別所10庁において、保護観察中の少年を約6か月間、非常勤職員として採用し、就労の確保及び支援を行う。

